

エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金交付規程

平成17年 5月26日

平成17年度規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う、経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業）交付要綱（平成17・03・30財資第24号。以下「要綱」という。）第3条に基づくエネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、要綱並びに独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 機構は、次の事業（以下「補助事業」という。）を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金の交付の対象として機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入事業のうち、複数の建築物等に高効率エネルギーシステム等を導入する事業
- (2) エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入事業のうち、複数の住宅等に高効率エネルギーシステム等を導入する場合に、その導入事業（以下「間接補助事業」という。）に必要な経費の一部を補助する事業
- (3) エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進広報等事業

2 補助対象経費の区分は別表のとおりとする。

(補助金の額及び補助率)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

- 2 前条第1項(1)に規定する事業に対する補助率は、2分の1とする。
- 3 前条第1項(2)及び(3)に規定する事業に対する補助率は、定額とする。
- 4 前条第1項(3)に規定する事業に対する補助金の額は、補助対象経費の合計額又は2千万円のうちのいずれか低い額を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という）は、様式第1による補助金交付

(別表)

補 助 対 象 経 費

区 分	費 目	内 容
エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進導入事業費	設 計 費	建築物等に対する高効率エネルギーシステム等の導入事業の実施に必要な機械装置・建築材料等の設計費、システム設計費等
	設 備 費	建築物等に対する高効率エネルギーシステム等の導入事業の実施に必要な機械装置・建築材料等の購入、製造（改修を含む。）又は据付等に必要な経費（ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。）
	計測装置費	建築物等に対する高効率エネルギーシステム等の導入事業の実施に必要な計測装置の購入、製造、改造、借用、修繕又は据付に必要な経費
	工 事 費	建築物等に対する高効率エネルギーシステム等の導入事業の実施に不可欠な工事に必要な経費
	諸 経 費	建築物等に対する高効率エネルギーシステム等の導入事業を行うために直接必要なその他経費 （工事負担金、管理費（職員旅費、通信費、会議費等）等）
	導入事業費	エネルギー供給事業者及び地方公共団体が共同して、複数の住宅を対象に、高効率エネルギーシステム等の導入事業を実施するのに必要な経費の一部を助成する事業に要する経費
エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進広報等事業費	謝 金	委員謝金、講師謝金
	旅 費	委員等旅費、職員旅費
	事 務 費	パンフレット等広報素材作成に係る経費 シンポジウム、講習会等の開催に係る経費 広報に係る経費 その他広報普及事業に直接必要な経費（会議費、会場借料、資料購入費、通信運搬費、原稿料、消耗品費、雑役務費等）